

成人の健康事業 各種健診のお知らせ

町の健康診断やがん検診などを活用して、健康増進や家計に優しい生活をしてみませんか。がんは、早期発見・早期治療が大切です。また、自覚症状が出たときには病気が進行している場合が多いので、定期的に健診・検診を受けましょう。一度、病気になると時間（通院・治療）もお金（医療費・交通費・休業）もかかります。



健康診査（特定健診）

生活習慣病は自覚症状が出ないのが特徴で、自覚症状が出た時には手遅れの状態になることもあります。毎年、健康診査を受けて生活習慣病を予防しましょう。案内通知を発送していますのでご確認ください。

名称	対象	実施時期
若年者生活習慣病予防健康診査	20～39歳の方	年4回（9・10・11・12月）
特定健診	東伊豆町国民健康保険加入者で40～74歳の方	追加健診を実施します。（10～12月）
一般健康診査	75歳以上の方	

職場等で受けている方は、職場で実施していないがん検診を受けることをお勧めします

がん検診

がんは早期発見・早期治療で治癒が見込める病気です。早期発見のためにも定期的ながん検診を受診しましょう。町で行っているがん検診は次の通りです。

名称	対象	内容	実施時期
胃がん検診	40歳以上の方 (20.30歳代の希望者)	バリウムを飲んでレントゲン撮影	9月、10月
肺がん検診		胸部のレントゲン撮影	
大腸がん検診		キットに2日間分の便を採取	6月～12月
乳がん検診	超音波	30歳以上の女性	11月
	マンモグラフィ	40歳以上の女性	
子宮頸がん健診	20歳以上の女性	個別検診（指定医療機関で実施）	10月～1月 (医療機関による)
		集団検診	11月の6日間

※上記事業は全て町民の方が対象です。

表の対象者や内容は概要となっていますので、詳しくは、『個別通知』をご覧ください。胃、肺、大腸がん検診は6月上旬に発送しています。婦人科検診は9月中旬に発送予定です。通知が届かない方は、保健福祉センターまでご連絡ください。

手帳（身体・精神・療育）をお持ちの方
生活保護受給の方

受付にて下記のものを提示することにより自己負担金を無料とします。提示がなければ無料となりませんので忘れずにお持ちください。

◆手帳をお持ちの方・・・『手帳』を受付にて提示（無料となる検診；若年者生活習慣病予防健診・すべてのがん検診）

◆生活保護受給者の方・・・『健康診査等無料券』の提示（無料となる検診；一般健康診査・すべてのがん検診）

※健康診査等無料券は役場健康づくり課又は、保健福祉センターにて申請を受け付けます。

保健福祉センター 9月行事カレンダー

日	曜	時間	行事名
2	月	9:00～	妊婦相談（母子手帳交付）（2・9・17・24・30日）保健福祉センター
6	金	～	熱川幼稚園年少 およこ食育園みぎ教室保健福祉センター
10	火	13:00～	BCG・日本脳炎予防接種（受付13:25まで）保健福祉センター
11	水	9:40～	あかちゃん教室（受付10:00まで）保健福祉センター
12	木	～	稲取幼稚園年少 およこ食育園みぎ教室保健福祉センター
17	火	9:30～10:30	大腸がん検診 保健福祉センター
		9:30～12:00	パパママ教室（第1部）保健福祉センター
18	水	13:00～	麻しん・風しん・水痘予防接種（受付13:25まで）保健福祉センター
19	木	～	熱川小学校5年生 エコクッキング 熱川小学校
20	金	9:40～	育児サークル（受付10:00まで）保健福祉センター
24	火	6:30～9:00	胃がん・肺がん検診 保健福祉センター
25	水	6:30～9:00	胃がん・肺がん検診 役場庁舎横
26	木	6:30～9:00	胃がん・肺がん検診 奈良本公民館
28	土	6:30～9:00	胃がん・肺がん検診 保健福祉センター
30	月	6:30～9:00	胃がん・肺がん検診 大川公民館

◆日時が変更となる場合がありますのでご確認ください。

海を望む



絶景の農園で野菜作りを楽しみませんか？

～東伊豆海のみえる農園～

東伊豆海のみえる農園では、区画分けされた畑を借りて、気軽に野菜作りが楽しめます。農機具も完備しており、畑のインストラクターも常駐しておりますので、初心者の方でも安心して利用できます。また、栽培講習会や秋の収穫祭等のイベントも開催され、利用者同士の交流が深まり、農園仲間ができるのも市民農園の醍醐味の一つです。町民の皆様も借りられますので、興味のある方はお気軽にお問合せください。

40㎡：年額 22,000円 / 区画

50㎡：年額 24,000円 / 区画



夏野菜が彩る農園



秋の収穫祭の様子



利用者の皆様

問合せ先 農林水産課 整備係 ☎95-6305

重度障害者（児）医療費助成制度

「重度障害者（児）医療費助成制度」は、重度の障害のある方に対し、保険診療の医療費の自己負担分を、町が助成する制度です。

対象者

- 身体障害者手帳1・2級及び内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能障害）の3級の手帳をお持ちの方
 - 療育手帳Aをお持ちの方
 - 特別児童扶養手当1級に該当する児童
 - 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ※ただし、所得制限により対象とならない場合があります。

利用方法

病院・薬局等に受診の時は、受給者証と健康保険証を必ず提示してください。
※県外で受診した場合、助成申請手続きが必要となります。

※毎年9月末が更新時期となりますので、9月中旬に郵送されます申請書にて更新をしていただくようお願いいたします。

問合せ先 住民福祉課 福祉係 ☎95-6204

助成の内容

保険診療の高額療養費や附加給付など、他で支給される額を除き、1か月1医療機関当たり500円の自己負担を差引いた額が支給されます。
※入院時に支払う食費（入院時食事療養費の標準負担額）差額ベッド代等は、支給の対象となりません。
※障害等級、年齢、課税状況等により受診医療費が助成対象とならない場合があります。

助成方法

病院・薬局等に医療費の自己負担分を支払ったあと、3か月後以降に助成金が指定の口座に振り込まれます。
※県外で受診した場合は、領収証を持参し助成申請手続きが必要です。